

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務（国民保護法第 3 条、第 16 条関係）

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、飯山市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ（国民保護法第 35 条）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、県国民保護計画との整合を図り、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項（国民保護法第 35 条）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係

機関との連携に関する事項

- ⑥ その他、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

(4) 市国民保護計画の対象

市国民保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての人及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体を保護の対象とする。

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し(国民保護法第35条)

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続(国民保護法第35条、第39条)

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（国民保護法第5条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（国民保護法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（国民保護法第8条）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（国民保護法第3条）

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（国民保護法第4条）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。この協力は国民の自発的な意志にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（国民保護法第9条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（国民保護法第7条）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的

に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（国民保護法第 22 条）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

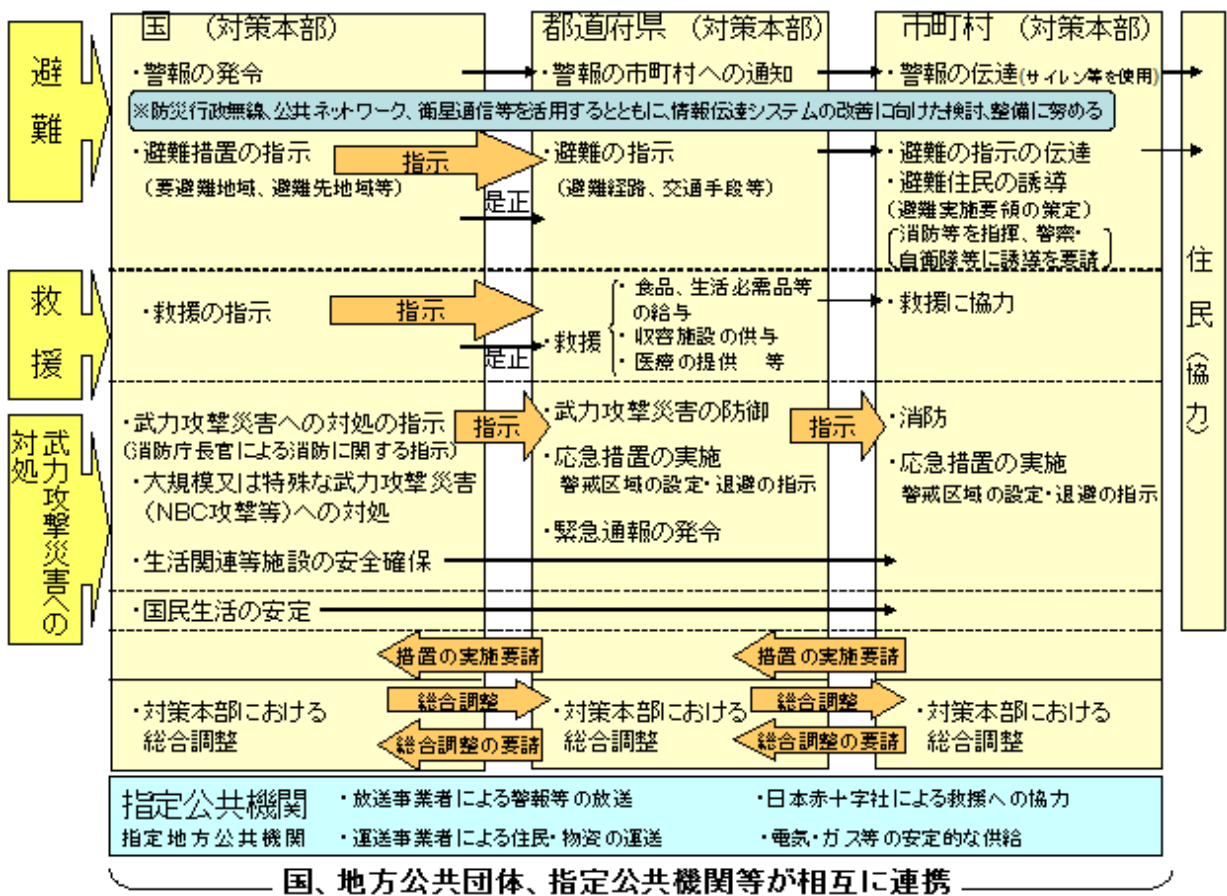
憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 【国民保護措置の全体の仕組み】

### 国民の保護に関する措置の仕組み



#### 1 市の事務

○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練

	<p>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	--

## 2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、別途整備する。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地理的特徴

#### ① 市域

飯山市は、長野県の最北端に位置し、東は栄村、野沢温泉村及び木島平村、南は中野市、西及び北は新潟県に接する東西約 23.1 km、南北約 25.2 km で周囲約 96 km、総面積は 202.43 km<sup>2</sup>である

緯経度から見た飯山市（市役所）の位置は次のとおりである。

東 経	138° 22′
北 緯	36° 51′
標 高	315m

#### ② 地勢

飯山市は西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈により囲まれ、大半は急峻な山地からなり、市域を南西から北東に貫流する千曲川に向かって傾斜している。これら山間地から流れ出た中小河川により扇状地が形成されており、中央平坦地は千曲川の氾濫により造成された沖積地帯である。

傾斜区分別に見ると、傾斜度 0° から 15° の地域が 44% を占め、15° ～30° が約 49%、30° 以上が約 7% となっている。

また、県内で最も標高の低い地域であり、市域の約 33% が標高 400m 以下である。

#### ③ 気候

春から秋にかけては内陸盆地型気候となっている。冬季は日本海からの季節風が、南西の斑尾山から北西の鍋倉山にかけて連なる関田山脈の影響によって上昇気流を生じるため、日本でも有数の豪雪地帯となっている。年平均気温は 11.1° C（※1）、年降水量は 1,555 ミリ（※2）であり、最深積雪平均は平地で 176（※3）センチ、山間部では 350（※4）センチを上回り、一年のうち約 3 分の 1 の期間が雪におおわれている。

※1・2：平成 22 年 1 月～平成 26 年 12 月の 5 年間の年平均

※3・4：平成 22 年度～平成 26 年度（各年度 12 月～翌月）の 5 年間の平均

### (2) 社会的特徴

#### ① 人 口

飯山市の人口は、21,438人（平成27年10月1日現在）であり、人口動態の推移を見ると若年層の流出等により自然増を社会減が上回り逐次減少していたが、平成3年以降は、死亡が出生を上回る自然減が発生しており、新たな問題となっている。

人口は、昭和40年に比べ約28%の減少となっているが、世帯数ではほとんど変化がない。これは、核家族化と合わせ、少子高齢化の現れであり高齢者（65歳以上）の割合は、昭和40年の8.3%に対し、平成27年は34.7%となっている。

人口密度は、105人/k㎡であり、千曲川沿いの平坦部に集中しているものの、山沿いにも多数の集落が連なっている。

## ② 産 業

### ア 農 業

豪雪地帯で水田単作の飯山市農業は、米食味コンクール国際大会に毎年4～6名が入賞するという良質米生産地域で、特に近年は集落営農等の経営体や大型農業者が農地を集約し、さらに大規模経営の展開を進めている。また冬期間の農業として始まったきのこの施設栽培、アスパラガス、キュウリ、ズッキーニといった野菜に、芍薬他の花卉といった畑作物の栽培も盛んです。北部の国営農地開発のなべくら高原では、広大な農地での大根・人参等の大規模畑作農業も行われている。

### イ 商 業

商店街は、市街地においては上町・本町・仲町を中心に、市北部ではJR戸狩野沢温泉駅周辺において形成されています。また、近年は静間バイパス沿いの郊外型大型スーパー等市域南部の商業集積が進んでいる。

### ウ 工 業

若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、企業立地振興条例の制定など企業誘致・既存企業支援を進めています。現在は、工業団地立地企業を中心とした情報通信機械器具製造業が市全体の製造品出荷額の70%近くを占めている。

また、伝統的工芸品に指定されている飯山仏壇、内山和紙は、飯山市を特徴づける産業でもある。

### エ 観 光

雪を資源として利用したスキー場開発と、農家の副業としての民宿から始まった。市内各所にスキー場が開発され、スキー観光は順調に推移してきたが、バブル崩壊後は長引く不況、過当競争により厳しい時代を迎えている。

その一方で、全国でも先駆けてグリーンツーリズムに着手。拠点施設の「森の家」を中心に自然体験教室・農村体験を推進。豊かな自然や寺町などの観光



資源を生かし、グリーン期の観光客の入り込みは増加している。

### ③ 交 通

#### ア 道路

市域を南西から北東に貫流する千曲川とほぼ平行して、J R 飯山線及び国道 117 号線が通じ、国道 292 号線、403 号線がそれぞれ飯山市街から妙高市方面、木島平村方面へと通じている。

また、上信越自動車道の豊田飯山 I C（中野市）が市の南西境に近接しており、国道 117 号線により飯山市街と通じている。

イ 鉄道平成 27 年 3 月の北陸新幹線開通により、飯山市は、首都圏と約 2 時間で結ばれた。また JR 飯山線は、通勤・通学の足として、地域交通の重要な役割を果たしている。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、県国民保護計画においては以下の4類型が示されている。

類 型	想 定
着上陸侵攻による攻撃	<p><b>特 徴</b></p> <p>① 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>② 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高いと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>③ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、可燃性ガス貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して当該地域の住民を避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p><b>特 徴</b></p> <p>① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。</p>

	<p>② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば可燃性ガス貯蔵施設などが攻撃された場合によっては被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</p> <p>また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p><b>特 徴</b></p> <p>① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p><b>特 徴</b></p> <p>① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p>

	<p>② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>③ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</p> <p>生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>
--	---

## 2 NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態においては、NBC兵器を使った攻撃も考えられる。

類 型	想 定
N (核兵器等)	<p><b>被害の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。</li> <li>・ 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>・ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</li> <li>・ 避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</li> <li>・ 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</li> <li>・ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</li> <li>・ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>
B（生物兵器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある</li> <li>・ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>
C（化学兵器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</li> </ul>
--	---

### 3 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

類 型	想 定
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p><b>事態例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>② ダムの破壊</li> </ul> <p><b>被害の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> <li>② ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</li> </ul> <p><b>留意点</b></p> <p>事態が発生した場合は、被害が広範囲にわたって拡大することも想定した退避等が必要となる。</p>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p><b>事態例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>② 列車等の爆破</li> </ul> <p><b>被害の概要</b></p> <p>爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人</p>

	<p>は多大なものとなる。</p> <p><b>留意点</b> 短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出、医療体制を確保する必要がある。</p>
--	--

(2) 攻撃手段による分類

類 型	想 定
<p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p><b>事態例</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>④ 水源地に対する毒素等の混入</li> </ol> <p><b>被害の概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射性物質等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</li> <li>・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</li> <li>・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</li> </ul> </li> <li>② 生物剤（毒素を含む。）による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。</li> <li>・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している</li> </ul> </li> <li>③ 化学剤による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>留意点</b> 二次災害の発生を防止するため、立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて、特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。</p>
<p>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p><b>事態例</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>② 弾道ミサイル等の飛来</li> </ol> <p><b>被害の概要</b></p>

	<p>① 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>② 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p><b>留意点</b></p> <p>多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。</p>
--	--